情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第１１３回）議事録

第１　開催日時及び場所

令和３年５月２８日（金）１４時００分～１４時５１分

Ｗｅｂ審議による開催

第２　出席者

（１）委員（敬称略）

三友　仁志（部会長）、佐藤　治正（部会長代理）、大谷　和子、
川濵　昇、西村　真由美、藤井　威生、森　亮二

（以上７名）

（２）専門委員（敬称略）

相田　仁

（以上１名）

（３）総務省

今川総合通信基盤局電気通信事業部長、
川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐

（４）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第３　議題

（１）答申事項

ア　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和３年度の接続料の改定等）について【諮問第３１３７号】

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第３１３８号】

（２）諮問事項

　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第３１３９号】

開　　会

○三友部会長　　ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信行政郵政行政審議会電気通信事業部会第１１３回を開催いたします。

このたび互選によりまして、部会長を務めさせていただくことになりました。皆様のお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、当部会の新体制につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　　事務局である総務省情報流通行政局総務課課長補佐の福田でございます。委員改選によります、電気通信事業部会の新体制について御説明いたします。情報通信行政・郵政行政審議会委員の任期満了に伴う改選が本年４月１８日に行われ、会長から当部会の所属委員の指名後、所属委員による部会長の互選が行われ、三友委員が部会長に選任されました。また、三友部会長から部会長代理として佐藤委員が指名されております。新体制については、１名の委員の交代があり、吉田委員が御退任され、新たに西村委員が御就任されましたことを御報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○三友部会長　　どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

本日はウェブ審議を開催しておりまして、委員８名中７名が出席されております。定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議　　題

（１）答申事項

ア　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和３年度の接続料の改定等）について【諮問第３１３７号】

○三友部会長　　それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は答申事項２件、諮問事項１件でございます。

初めに、諮問第３１３７号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和３年度の接続料の改定等）について審議いたします。

本件は本年３月２６日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、３月２７日土曜日から４月２６日月曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、４月２９日木曜日から５月１４日金曜日までの間、第２回の意見招請を実施いたしました。それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査、検討を行っていただきました。本日は接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査　　接続委員会の主査を仰せつかっております、相田でございます。諮問第３１３７号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和３年度の接続料の改定等）につきまして、資料１１３－１に従いまして、接続委員会における調査検討の結果を御報告させていただきます。

本件の概要につきましては、資料１１３－１の９７ページ以降に掲載してございますけれども、令和３年度に適用する次世代ネットワークに係る接続料の改定、それから加入光ファイバに係る接続料の改定及び実績原価方式に基づく接続料の改定等を行うため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、先ほど部会長から御紹介がございましたように、２回の意見募集を行っております。それらに寄せられた意見、再意見を踏まえ、今週５月２５日火曜日に開催いたしました接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料１１３－１の１ページにございます報告書の１に示しましたとおり、ＩＰｏＥ方式で接続する関門系ルーター交換機能の接続料につきましては、接続約款において利用状況に応じて案分した料金を直ちに記載するとした場合には、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

また、先ほどの報告書の２に示しましたとおり、総務省に対して４つの項目を要望す

ることといたしております。提出された意見及びそれらに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料１１３－１の３ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことでございますので、御説明をお願いしたいと思います。

○田中料金サービス課課長補佐　　総務省でございます。具体的な内容について御説明させていただきます。

資料の３ページをお開きください。パブリックコメントの意見募集の状況でございますが、中ほどにございますとおり、意見提出者は７件、それに対する再意見の提出者が１３件という形になってございます。具体的な企業、団体等については、記載のとおりでございます。また、具体的な意見でございますが、５ページをお開きいただけますでしょうか。こちらからがＮＧＮに関する接続料の部分でございます。大部でございますので、要点について御説明をしていきたいと思います。

意見１の１つ目の黒丸でございますが、こちらについては、ＩＰｏＥのゲートウェイルーターについて、今回東京のものが更改されるところがございますので、そのタイミングで接続料の設定の仕方について変えていくべきではないかとの御意見、また、２つ目といたしまして、接続事業者が利用する単位で接続料を約款に書くべきではないかとの御意見がございました。

再意見の１つ目の四角、ＮＴＴ東西からの再意見でございますが、現在の接続料設定につきましては、全てのＩＰｏＥ接続事業者からこれまでどおりにして欲しいという強い要望があったということを踏まえて、今の申請になっておりますが、新たな接続を希望する事業者がいる場合は検討する旨、示されております。

２つ目の四角でございますが、ＮＴＴ東西において、ホームページで利用単位の接続料を示す対応をする旨が書いてあるところでございます。これに対する考え方でございますが、基本的には、意見を引用しているところでございますが、内容としましては７ページをお開きください。７ページの一番右の中ほどの８行目ですが、これらの意見を踏まえまして、今後新たにＩＰｏＥ接続を要望する事業者なども含めまして、本件接続料の算定方法について具体的な協議を実施することが適当という考えを示していただいてございます。

また、その後の約款の記載の方法でございます。こちらについては、８ページにございます。８ページの真ん中の上から６行目あたりでございますが、接続約款において、

利用状況に応じて案分した料金を直ちに記載することが適当とのことで、先ほど相田主査からも御紹介がございましたとおり、補正申請を求めるべきとの御意見でございました。

続きまして、次の丸のところでございますが、接続料の設定方法又は約款への記載について、来年度の接続約款の申請に向けまして、きちんと協議をした上で総務省にその検討結果を報告するようＮＴＴ東西に要請をするといった旨について書いていただいてございます。こちらについては要請を、先ほどの報告書の中で求めていただいているところでございます。

続きまして、１０ページ、意見２でございます。こちらはＩＳＰ事業者等からの御意見でございますが、ユーザー単位の接続料であるとかＩＰｏＥの単県参入等について要望する声、また、総務省において制度的な措置の検討を行う要望でございます。ＮＴＴ東西の再意見でございますが、こちらについては今後、前向きに協議を進めていく考えが示されているところでございまして、考え方でも引き続き、接続事業者との個別協議、団体協議を進めるとともに、総務省もしっかりこれを見ていく、また、必要に応じて制度的な対応を含めて検討することが適当との考え方を示していただいてございます。

１２ページをお開きください。意見３でございます。こちらについては、インターネット通信の県間接続について、第一種指定設備と同等の制度的対応が必要ではないかという御意見でございます。ＮＴＴ東西からは不可避性は存在しないので、その必要はないというところでございました。こちらについての考え方でございますが、情報通信審議会において、まさに今、この制度の在り方について議論が行われているところでございます。そういったところを踏まえますと、最後、結論部分でございますが、１５ページの一番上の右上のところ、３行目以降にございますとおり、情報通信審議会の最終答申を踏まえて必要な対応を行っていくことが適当との考え方を示していただいてございます。

１５ページをお開きください、意見４でございます。意見４と、その次の意見５、意見６については、同様のものについて少し違った観点から御意見をいただいているものでございます。意見４でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、インターネットのトラヒックが大きく増加をしているため、そういう中にあって、ＰＰＰｏＥ方式の網終端装置の増設基準について、より緩和していくべきではないかとの御意見、また、トラヒックベースの基準についても御意見をいただいているところでございい

ます。これに関し、意見４では、１ギガの網終端装置について意見をいただいておりますが、意見５においては、１０ギガの網終端装置の増設基準について、より緩和すべきではないか、意見６については、地域事業者向けメニューについて、より緩和すべきではないかとの御意見をいただいてございます。

ＮＴＴ東西の再意見としましては、トラヒックの状況等を見ながら、意見も踏まえながら増設基準の見直しの必要性について検討との見解でございます。これについては、新型コロナの影響もかなり大きなところもございますので、きちんと基準の妥当性について見ていくことが必要という観点から、１６ページの真ん中の下から７行目から８行目辺りですが、増設基準が妥当であるかという部分と、あとは妥当性について、どのように接続事業者に説明をしているのかについて、総務省に報告をするように求めることが適当ではないかとの御議論でございました。

続きまして、意見７につきましても、同様に網終端装置に係る御意見でございます。昨年１０月に１０ギガの網終端装置が新しく提供されたところでございまして、そこで余った１ギガの網終端装置が出てきた場合に、意見７では別の県でそれを使わせてもらえないかと。意見８では、大きな事業者が使っていたものを中小の事業者に使わせてもらえないかとの御意見がございました。これについて、ＮＴＴ東西では御要望について協議にて内容を伺いたいとの御意見があったところです。また、移設をする場合において、今までかかっていなかった移設費だとか新しい費用が生じるといったこともあるので、そういった点も考慮に入れることも意見の中で述べてございます。こちらについては、きちんと協議をしていただくことが重要だと考えます。考え方７にございますが、網終端装置の算定の方法、利用中止費、あるいは移転の仕組みについて、こういったところについて具体的な協議を進める。総務省もきちんとこの状況を注視して、必要に応じて検討することが適当と書いていただいているところでございます。

続きまして、意見８を飛ばしまして、意見９である４０ページを御覧ください。こちらは電話網につきまして、ＩＰ網への移行完了が２０２５年の１月に予定されているところでございますが、移行後の接続料につきまして、急激な上昇を招かないようにＮＴＴ東西の効率化努力をモニタリングする必要があるとの御意見でございます。これについて、ＮＴＴ東西からは自らも努力をするが、他社についても効率化すべき旨意見があったところでございます。考え方でございますが、移行後の接続料につきましては、現在、情報通信審議会において審議がされているところでございますので、基本的にはこ

の結果を踏まえて、総務省において検討と記載いただいてございます。また、接続料については、ＮＴＴ東西側の効率化努力はもちろんでございますが、その他の事業者においても効率化に努めることが適当との考え方を示していただいているところでございます。

続きまして、４１ページをお開きください。意見１０でございますが、これは電話網のＩＰ網への移行に当たって、途中で撤去が必要なもの、あとは不要となり、会計上手当てをすべきものが出てきた場合には適切に対応すべきとの意見であり、ＮＴＴ東西の再意見のところでは、会計上適切に取り扱う旨が書いてございますので、こういったところについて適切に対応するようにとの考え方と、総務省においてもきちんとフォローしなさいと書いていただいているところでございます。

続きまして、４３ページをお開きください。意見１１でございますが、接続料の予見性の確保の観点から、ＮＧＮは現在３年９か月の将来原価方式での申請があったところでございますが、これについて毎年、実際と予測との乖離の状況を示して欲しいとの意見でございます。再意見１１でございますが、これはＮＴＴ東西から自主的に説明会等の場を通じて、毎年情報提供するとのことでございます。考え方では、ＮＴＴ東西で自主的に対応するとの話が出てございますので、総務省において、きちんと取組を注視していく考え方を示していただいてございます。

４４ページをお開きください。ここからが加入光ファイバに係る御意見でございます。意見１２の１つ目の黒丸については、一般的に接続料について更なる低廉化が必要との意見、また、２つ目の黒丸については、これまで費用削減に向けた取組について総務省が報告を受けていた要請の期間が終わってしまうとのことについて、令和３年度以降もそういった取組について、総務省に報告をさせて検証する必要があるとの御意見でございます。これについて、３月の申請時に行われました当部会においても、委員からこれは総務省が引き続き報告を求めるべきではないかとの御意見もいただいたところでございます。再意見のところでは、ＮＴＴ東西において自主的に報告をするとの表明があるところでございますが、そういった当部会での御議論も踏まえまして、総務省において、きちんと報告を求めていく、それに当たって要請をするべきという考え方を４６ページの最後のあたりに記載いただいているところでございます。

少し飛びまして、５０ページをお開きください。意見１３でございます。こちらはＮＴＴ東西のシェアドアクセス、いわゆる８分岐と言われるところにつきまして、１芯当

たりいくつ契約があるか実績見込み値について出して欲しいという御意見でございます。一方で、ＮＴＴ東西としては、各社の経営情報に当たるという御意見がございます。これについての考え方は、一定経営情報に当たる可能性があるのは確かであること、他方で有用性もあることを認めた上で、かつ今回、再意見の中で、ＮＴＴ東西から接続事業者の経営情報であり、情報を出すことで接続事業者が困るとの話もあったのですが、そういった接続事業者側からも開示を要望する声もございますので、総務省において、ＮＴＴ東西と調整を行った上で、どういう範囲が適当なのかを検討すべきであるとの考え方を示していただいてございます。

５１ページ、意見１４でございます。経済的耐用年数についてでございますが、きちんと複数年度の算定が終わる、直近では令和４年度に検証して欲しいとのことで、ＮＴＴ東西の再意見は、きちんと対応するとのことでございます。これについては、考え方においても、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要との考え方を示しつつ、きちんと総務省においてもＮＴＴ東西からデータを求めるなどによって検証して、データについても、透明性の観点からできる限り一般公表という考え方を書いていただいているところでございます。

続きまして、５３ページ、意見１５でございます。こちらは加入光ファイバについて、現在令和２年度から令和４年度の将来原価方式で接続料を算定してございますが、これについて、乖離額調整を行う場合には、１０月末の速報値開示の際にその情報を開示して欲しいとの御意見、これに対してＮＴＴ東西は開示しますと意見のとおり対応すると書いてございます。これを踏まえまして、５５ページ一番右の最後のあたりでございますが、ＮＴＴ東西において、当該情報の開示を行うことが適当ときちんと答えていますので、そこをちゃんとしていただきたいとの考えを示していただいてございます。

５５ページ、意見の１６でございます。加入光ファイバに係る報酬部分の算定の在り方につきまして、１つ目の黒丸では、報酬の在り方について包括的に議論すべきだという話、２つ目の黒丸ではが光ケーブルの未利用芯線について、きちんと実態把握、調査をして欲しいとのことで、サンプル数の更なる増加等について御意見があるところでございます。再意見の１６では、ＮＴＴ東西から今まで報酬の議論がされてきた中で、いろいろと対応はしてきているとの御主張、また、２つ目の四角としては、ケーブルの芯線について、サンプルビルの拡大は、今後の状況を鑑みて総合的に判断する必要があるとの御意見でございます。ＮＴＴ東西においては、サンプルビルについて、直近で１つ

ビルを増やすなど、一応対応はしてきているとの考え方もございます。考え方の１６のところでございますが、１つ目の丸の４行目あたり、総務省においては、今後、報酬額の推移についてきちんと見ていき、報酬額の算定方法について、必要に応じて見直しを検討していくことが適当と考え方を書いていただいてございます。加入光ファイバの未利用芯線の２つ目の丸のところについては、今、データの提出を毎年受けているところでございますので、きちんとデータを評価、分析をしまして、検証することが必要とのこと、できる限り一般公表すること、あとはサンプル数の増加等につきまして、引き続きＮＴＴ東西において検討することについて、考え方を示していただいているところでございます。

５９ページ、意見１７でございます。これはフレキシブルファイバについてでございますが、これについて、ＮＴＴ東西において、３月にビル屋上については５月に申請し、それ以外は、その後速やかに申請との表明があったことを踏まえて、１つ目は十分な事業者との協議をして欲しいとの話、２つ目は速やかにやって欲しいとの話がございました。ＮＴＴ東西の再意見において、きちんと表明したとおりやりますとの考えが示されているところでございまして、考え方でも、３月に示した考え方を改めて引用をして書いているところでございますが、これについては、６２ページ一番右の最後の丸の部分でございますが、総務省において、約款認可のプロセス等を通じて、きちんと確認をしていくことが適当と書いていただいてございます。

続きまして、６５ページ、意見１８でございます。これは個人からいただいた意見でございますが、テレワークに当たって回線を安価にできるのはテレワーク推進につながるのではないかというお話、これについては、考え方で競争を確保することが低廉かつ多様なサービスが提供のために重要ですとお答えをいただいてございます。

６６、６７ページは報酬に関する参考資料でございますので飛ばしまして、６８ページ、意見１９でございます。中継ダークファイバにつきまして、毎年度情報を開示すべきとのところで、ＮＴＴ東西からは１０月、毎年開示しているタイミングを待たずに、変動が大きい場合は早期に開示するとの考え方でございますので、基本的には、これまでの取組あるいは要請をしてきたことを引用させていただいた上で、１０月末を待たずに早期に開示をすることが適当と書いていただいてございます。

７１ページ、意見２０でございます。ドライカッパについてコスト削減に努めるべき、また、減損処理をきちんと実施すべきとのことで、ＮＴＴ東西からは自分達が９割以上

使っているところなので、きちんと効率化をするつもりですとのことと、ケーブルが減るのに連動して、設備管理運営費が減少するものではない、また、財務会計上の適正性の観点からきちんと対応するとのことでございます。これについては、ＮＴＴ東西の再意見のとおり、きちんと対応していただくことが必要とのことで、引き続き適切に対応を求めていくところでございます。

７２ページ、意見２１でございます。コロケーションの電気料について、電力会社エリアごとに開示して欲しいとか、あとはコロケーション費用のビル別単価の早期開示についての意見でございます。ＮＴＴ東西においては、電力会社エリアごとの開示は対応しますとのお答えをされていて、２つ目のコロケーションについては、なかなか作業的に難しい部分もあるので困難であるとの考えでございます。今回、新しく電力エリアごとの開示を行う方針が示されたところでございますので、これについて総務省できちんと見ていくようにとの考え方で書いていただいてございます。

７６ページ、意見２２でございます。網終端装置の工事について、パターン化した金額を定めて欲しいとか、エクセルからウェブフォームに変わったので作業が効率化され、接続料が削減されたのではないかとの御意見です。再意見としましては、工事の内容が多岐にわたるので現在は実費となっているが、料金額の目安の開示の見直し等を予見性向上のために検討するとのことでございますので、考え方としても、この取組をきちんと注視をして、必要に応じて制度的対応を含めてフォローし、見ていくことを示していただいてございます。

７７ページ、意見２３でございます。こちらについては、加入ダークファイバ、局内ダークファイバ、コロケーション等に関して、いわゆる工事の納期が遅延をしていることで、これについて、きちんと検証して欲しいとのことです。これはお客様の対応にも支障が生じているとの御意見、また、７８ページの２つ目の黒丸でございますが、これは接続事業者と卸先事業者で、ＮＴＴ東西の名前を出すことについて差があるのではないかとの御意見でございます。再意見においてＮＴＴ東西については、今後も需要をしっかり把握をして体制を整えるとの意見があるところでございます。７８ページ真ん中の上でございますが２つ目の四角について、名前を出すことについては、当社名を出すことを含めて、接続、卸による差異はないとの考えでございます。これについては、利用者への影響も大きいものでございますので、７９ページの中ほどの丸にございますとおり、総務省からきちんと実態の把握、理由、あるいは今、需要を予測していることと

の関係について、ＮＴＴ東西に報告を求める要請をすべきではないかとのことで記載いただいてございます。

意見２４以降につきましては、個人の御意見でございますが、約款に必ずしも直接関係しない部分もございますので、御参考ということで、本日、説明は割愛させていただければと考えてございます。ご意見に対する具体的な考え方について、説明は以上でございます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能を使ってお知らせいただければと思います。それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理　　佐藤です。詳細な説明ありがとうございました。パブコメについて、気になったところ、２点ほどコメントさせていただきます。

１つは意見１７のフレキシブルファイバについて。これはルーラルエリアとビル屋上と両方あるのですけれど、１年、２年と時間をかけて議論してきたテーマだと思います。それで、今回、ＮＴＴ東西で前向きに対応いただけることになったとの報告で、この点は評価したいと思います。あと、認可手続が適切かつ速やかに進められるよう、総務省として努力いただきたい。時間を随分かけて議論したことなので、実施に当たっては速やかにということを強く意識して進めていただきたいと思います。

もう１点は、戻りまして意見４、５及び６のあたりです。網終端装置の増設に関して、説明ではコロナ禍でトラヒックが増えて、その結果、輻輳が起こりつつあるようだとのことで、どのような対応をすべきか。アフターコロナにおいてもトラヒックの増加が続く可能性は少なくないと思います。インターネットとかブロードバンドの社会インフラとしての重要性は高まっていくだろうということで、トラヒック増の実態、輻輳の状況を、まずは総務省にきちっと把握いただいて、必要であれば増設基準の見直し等の議論を早急に進めていく必要があると思いました。

以上です。

○三友部会長　　どうもありがとうございます。ただいまの件につきまして、事務局から、もし回答があればお願いいたします。

○田中料金サービス課課長補佐　　事務局でございます。

ありがとうございます。１点目のフレキシブルファイバについては、まさにおっしゃ

るとおりでございまして、接続料研究会においても５Ｇの整備等を考えても速やかにと議論があったところでございますので、総務省、ＮＴＴ東西等とも調整が必要でございますが、早期にということを考えて、きちんと認可プロセス等を進めてまいりたいと考えてございます。

２つ目の御意見につきましても、まさにコロナの中で大きくトラヒックの動きなども変わっているところでございますので、きちんと実態把握をした上で、必要に応じて見直し等、対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○三友部会長　　佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤部会長代理　　お答えに関しては了解です。よろしくお願いします。以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見ございませんようでしたらば、諮問台３１３７号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

○相田接続委員会主査　　ありがとうございました。

○三友部会長　　相田主査、ありがとうございます。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第３１３８号】

○三友部会長　　続きましては、諮問第３１３８号東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年３月２６日金曜日開催の当部会において審議を行い、３月２７日土曜日から４月２６日月曜日までの間、意見募集を実施いたしました。その結果を踏まえ、基本料等委員会におきまして、調査、検討を行っていただきました。委員会での検討結果につきましては、同委員会の高橋主査より、総務省が代わりに御報告する旨、言付かっております。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大内料金サービス課企画官　　総務省でございます。

お手元資料１１３－２に基づきまして、御説明をいたします。３ページにお進みいただきまして、この背景辺りを御覧いただきながら、お聞きいただければと思いますけれども、基準料金指数の設定についてでございます。

本件につきましては、電気通信事業法第２１条第１項に基づきまして、ＮＴＴ東西が提供する特定電気通信役務、加入電話等でございますけども、この料金につきまして、基準料金指数というものを令和３年１０月から１年間適用する指数といたしまして、適用する日の９０日前までに通知をするものでございます。この基準料金指数自体は、毎年１０月１日から１年間適用するものでございまして、その算定式につきましては中ほどに掲げているとおりでございますけれども、基準料金指数の算定に必要となる生産性向上見込率、Ｘ値と呼ばせていただきますけれども、これにつきましては、３年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤、並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定することといたしておりまして、本件につきましても、３年ごとにお諮りをしているものでございます。

昨年１２月から上限価格方式の運用に関する研究会を計４回開催いたしまして、Ｘ値の考え方について整理いただきまして、Ｘ値につきましては０．１％を採用することといたしたところでございます。

４ページをご覧いただきまして、具体的な内容でございますけれども、令和３年１０月から適用する基準料金指数について、中ほど、表にございますとおり、音声伝送バスケットにつきましては９５．１、また、そこから公衆電話等を抜きまして、加入者回線サブバスケットというのがございますけれども、これにつきましては１０２．６とさせていただきたいところでございます。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御案内ありましたとおり、３月２６日の本部会の諮問後、意見募集を行いましたけれども、提出意見がございませんでしたので、基本料等委員会をメール審議にて開催させていただきました。その結果、諮問の内容のとおり、設定することが適当と認められるとのことでしたので、こういった点を踏まえまして、改めて御審議をお願いするものでございます。

なお、上限価格制度等につきましては、７ページ以下、参考資料でお示しをしておりますけども、諮問時の内容と重なりますので、説明については割愛させていただきまし

て、御質問等あれば、事務局からお答えさせていただければと考えているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三友部会長　どうも御説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたらば、その旨チャットを通じてお願いいたします。いかがでしょうか。特に御意見なしということでよろしいでしょうか。

もしほかに御意見ございませんようでしたらば、諮問第３１３８号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　どうもありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

（２）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第３１３９号】

○三友部会長　続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第３１３９号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について、総務省から説明をお願いいたします。

○田中料金サービス課課長補佐　総務省でございます。資料１１３－３に基づきまして、御説明をさせていただきます。

１ページおめくりいただきますと、諮問書があり、本日付けで諮問をさせていただいているものでございます。

続きまして、２ページ以降が具体的な申請内容に関する御説明でございます。右上３ページをお開きください。申請について、ＮＴＴ東西から申請があったものであり、申請日は今週の月曜日、２４日でございます。実施については、認可後、ＮＴＴ東西の準備が整い次第、実施とのことでございます。最後、加入光ファイバに係る新たな接続メニューについては、先ほど１つ目の議題のところでフレキシブルファイバについて、５

月にビル屋上の接続メニューについて申請を行うとのお話がございましたが、まさにそれについて、ＮＴＴ東西からビル屋上の部分についての申請があったものでございまして、約款上は特定光信号端末回線との名称となり、こちらのメニューの追加についてでございます。

４ページをお開きください。新たな接続メニューの申請に至る経緯でございます。１つ目の丸でございます。今までは携帯電話基地局向けの光ファイバについて、新たに個別の部分、特にビルの屋上であるとか、あとはいわゆる光エリア外、既存の設備が存在しないエリアにおいて、例えば山の上だとか、そういったところに設置する場合には、卸役務によって提供されてきたところでございます。ただ、２つ目の丸にございますとおり、これに関して、接続料の算定等に関する研究会において、卸ではなくて接続による提供を求める事業者の要望等も踏まえまして、こういった接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うよう求める方針が示されたところでございます。

この方針を踏まえまして、ＮＴＴ東西から先般の３月の令和３年度約款の変更認可申請の際に、３条許可の中で、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年５月に接続約款の変更認可申請を行うなどの考え方が示されたものでございます。こういった考えを示していたところ、５月、申請日は２４日でございますが、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するための変更認可申請が行われたものでございます。

なお、今回申請をされないその他のフレキシブルファイバ、例えば山の上の基地局等に向けてのものなどにつきましては、準備が整い次第速やかに対応すべく進めていると伺ってございます。

５ページは、議論がされました接続料の算定等に関する研究会における方針の整理の議論がされたときの資料でございます。

６ページが令和３年のいわゆる３条許可申請において、特に下のあたりにあります①、②及び③といったことが表明をされておりまして、①の最初にございますとおり、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては、本年５月にということでございまして、これが今回申請されたところでございます。

７ページを御覧ください。新たな接続メニューの接続料の概要でございます。一番下に表がございます。一番左側の局内ダークファイバ、局舎内の光ファイバでございます、その右が加入ダークファイバで、これらについては現在も接続料が設定されているとこ

ろですが、一番右、これが新しく接続料を設けるもので、特定光信号端末回線、以前卸のときには個別設備区間と呼んでいた部分についてでございます。これについては、卸役務で提供していた際にも同様の考え方で、局内ダークファイバと加入ダークファイバと、あとは個別区間の３つに分けて料金設定がされていたものでございますが、左の２つにつきましては既存の接続料がありますので、それを使い、一番右については、個別に負担を求めるところでございまして、接続料の考え方としまして、みんなで一緒に使うものについては割り勘をして、網使用料との形で負担を求めているところでございますが、今回の設備については、基本的には、ある携帯電話事業者がビル屋上に基地局等を建てたいといったときには、占有して利用することが想定されていることから、これについては作って欲しいと要望をしている携帯電話事業者に対して、個別に負担を求めることで、網改造料との形で接続料が設定されているものでございます。

続きまして、８ページを御覧ください。今の接続料の部分以外の料金について記載してございます。下の表の①につきましては、回線管理機能ですが、接続に関する申込みであるとか、回線の管理等を行うためのシステム等の費用について定めるものでございます。これについて、上の四角の２つ目の丸で書いてございますが、フレキシブルファイバ用の受付システム等を作る予定で検討がされているところでございますが、システムの構築を待ってから接続メニューの提供となりますと、接続メニューを提供するのが遅くなるところもございますので、早く提供する観点から、既存のシステムを一部利用して対応することで、暫定的に対応していく前提で申請がされているものでございます。このため、既存のシステム、接続専用線の関係のシステムがございますが、このシステムの回線管理機能を使う形で、今回、料金が設定をされてございます。

下の表の②でございます。既設基盤設備の利用料ですが、管路や電柱等を今回の新しい接続メニューで利用する場合に要する利用料でございます。

下の表の③が撤去にかかる負担額、下の表の④が情報調査費ですが、実際にビル屋上に引くときに、どのように引くのかとか、どういった料金がかかるかといったことについて調査をするための費用でございます。

続きまして、右上９ページをお開きください。これまでビル屋上に提供されてきた卸のフレキシブルファイバと接続、今回、メニューが新設されたものの料金の比較をしているところでございます。上の四角の２つ目の丸にございますとおり、ＮＴＴ東西共に卸料金と接続料を比べると、４から５割程度、低廉になる試算が示されているところで

ございます。

１０ページ、お開きください。接続に当たっての手続でございます。比較的、一般的な手続ではございますが、新たに規定をするところでございまして、フロー図がございますが、まずは先ほどの調査の申込みをいたしまして、概算の提供可能時期、金額等について回答し、接続の申込みをした上で、提供可能時期を通知し、工事を指定して、実際設備を構築するフローでございまして、それぞれの回答等について期日を設けております。１か月ないし、２か月、３か月と今回記述されてございますが、卸においてフレキシブルファイバで目安としていた期間を、一応実績に基づいて設定しているところでございますので、まず、初めて規定をする上では、一定妥当な期間になっていると考えております。また、一番下にその他の手続も参考に載せているところでございます。

１１ページ以降は参考資料であり、フレキシブルファイバについて基本的に卸で提供されてきたものの内容について書かせていただいているものでございます。

本日諮問内容を見ていただいた上で、部会として、通常接続関係でございますので２回、パブリックコメントをされた上で、更に接続委員会で調査をいただき、再度、当部会において御審議をいただくというプロセスになると承知をしております。そういった意味で、これを今回、お認めいただければパブリックコメントというプロセスに進めていきたいと総務省としても考えているところでございます。

よろしく御審議のほうお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャットを通じてお申出ください。

それでは、藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員　　藤井でございます。ありがとうございます。

今回、フレキシブルファイバが接続料扱いになるとのことで、これは５Ｇの普及の意味では、料金が安くなることが期待され非常に効果的なのではないかと思っております。

この中で、１０ページに、手続の期間が書いてあるかと思います。この期間が妥当なのかどうかは、私も判断できないのですが、比較的時間がかかる印象もありますので、実績も含めて、しっかり調べた上で決めていただければと思います。パブリックコメントでも手続き期間に係る意見が出る可能性もあるかと思いますので、参考に適宜期間を決めていただければと思っております。

以上でございます。

○三友部会長　　どうも大変貴重な意見、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○田中料金サービス課課長補佐　　ありがとうございます。１０ページの手続の期間についてですが、なにぶん新しくできるものでございますので、今時点で実績がないところではあるのですが、そういう意味では、過去に卸で提供してきたところの実績を踏まえて、一応今の期間は書いてあるところでございます。委員御指摘のように、実際運用していく中で、もう少し短くできるのではないかとか、逆にここはこれぐらいかかるのではないかといった話も出てくると思いますので、メニューができた後も、こういった点はしっかり確認しながら適切な期間になっているかを見てまいりたいと思ってございます。ありがとうございます。

○三友部会長　　ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、特段、追加の御意見がないようでございます。本件につきましては、当審議会の議事規則第４条第１項の規定に従い、諮問された内容を報道公表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をいたします。そして広く意見の募集を行うことといたします。

　本件に関する意見招請は２回実施することといたしまして、１回目の意見募集期間は５月２９日から６月２８日までといたします。その後、第２回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、そのような手続でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それでは、その旨決定することといたします。

　事務局、何かございますか。大丈夫ですか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　　特段ございません。

○三友部会長　　ありがとうございます。それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。

○三友部会長　　委員の皆様から何か意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、事務局のほうから連絡をお願いいたします。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し

上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

○三友部会長　　ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日は御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

閉　　会